

やさしい中学公民 6-1 後半(p128~135)チェック問題 氏名

(1) 内閣の主な仕事は、[①]の執行、[②]の締結、[③]の作成、内閣がつくる命令である
 [④]の制定、[⑤]の解散、[⑥]の招集、[⑦]の指名、その他の裁判官の任命、
 天皇の[⑧]に対して[⑨ と]を与えることなどである。

(2) 日本の内閣は、国会の[①]にもとづいて成立し、国会に対して[②]を負っている。これを
 [③ 制]という。アメリカは[④ 制]である。

(3) 衆議院で内閣不信任案が可決された場合、内閣は[① 日]以内に衆議院を[②]するか、[③]
 しなければならない。解散の場合、[④ 日]以内に衆議院総選挙を行い、さらに[⑤ 日]以内に特別
 国会を召集する。

(1)① 法律	(1)② 条約	(1)③ 予算
(1)④ 政令	(1)⑤ 衆議院	(1)⑥ 国会
(1)⑦ 最高裁判所長官	(1)⑧ 国事行為	(1)⑨ 助言と承認
(2)① 信任	(2)② 連帯責任	(2)③ 議院内閣制
(2)④ 大統領制	(3)① 10日	(3)② 解散
(3)③ 総辞職	(3)④ 40日	(3)⑤ 30日